

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
翌日とさせていただきます)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定
結核予防法による医療機関の指定
保安林の指定の解除(二件)
公有水面の埋立ての免許
開発行為に関する工事の完了

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第七十九号中「二万二千元」を「一万七千元」に改め、同表第七十九号の二中「測度甲板下」を「上甲板下」に、「二万円」を「二万五千元」に、「一万二千元」を「一万元」に改め、同表第八十号中「又は純トン数」を削り、「一万三千元」を「一万千元」に改め、同表第八十六号を次のように改める。

百八十六 小型漁船総トン数測度手数料

総トン数の測度を行う場合

全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合

一隻につき 一万五千元

その他の容積の測度を行う場合

一隻につき 一万元

附 則

この規則は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百一十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野口産婦人科クリニック	鳥取市西品治八三六一二	昭和五十七年七月五日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町一丁目六三一六	昭和五十七年七月十日
野坂医院巖分院	米子市蚊屋二八一二	昭和五十七年七月十一日
森田医院	米子市上福原一六一四	昭和五十七年七月五日
岡田医院花出張診療所	八頭郡家町大字花九八七	昭和五十七年七月二日
木下内科医院	米子市河崎九八七	昭和五十七年七月五日
上山薬局	鳥取市美萩野一丁目 一一八一三二	昭和五十七年七月二日
益木産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇一一	昭和五十七年七月一日
新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	〃

永田歯科医院

倉吉市新町一丁目二四六二

〃

池田薬局

鳥取市今町一丁目四〇

〃

医療法人清和会
垣田病院

倉吉市上井三〇二一一

〃

皆生温泉病院

米子市皆生一三七二二四

〃

山田歯科医院

八頭郡河原町大字佐貫七五六

〃

鳥取県告示第七百一十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県薬学総合センター薬局	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	昭和五十七年七月十二日

鳥取県告示第七百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開式二二の一〇、字新開参二四の四(以上二筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備及び公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開式二二の一〇、字新開参二四の三(以上二筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市
役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に
より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字遠茶畑一四二二の二から一四二二の四まで、一
四二二の六、一四二二の九(以上五筆について、次の図に示す部分に限
る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づ
き、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定
により告示する。

昭和五十七年七月十六日

一 免許の日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年七月十三日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

東漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字丸山四五四―三地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 大羽尾灯台(北緯三五度三六分一六秒東経一三四度二分五四秒)から一八五度〇〇分二三五・〇〇メートルの地点(以下「A地点」という。)から五八度二分二〇・八〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から五〇度〇〇分二〇・五〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から四四度三〇分二五・八〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から三二度二分二七・二〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から四六度〇〇分七八・〇〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から四七度一分八一・〇〇メートルの地点
- 7の地点 A地点から五〇度〇〇分九〇・八〇メートルの地点
- 8の地点 A地点から四九度二分一〇〇・九〇メートルの地点
- 9の地点 A地点から四九度四分一〇五・六〇メートルの地点

10の地点 A地点から五四度〇〇分一〇七・〇〇メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字丸山四五四―三地先公有水面及び陸域

(二) 区域

次のアの地点からイの地点をとおりウの地点に至る昭和五十一年の秋分の日の満潮位における公有水面から一・一五メートルの高さの盛土と背後斜面との接する線、ウの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びクの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 A地点から一五度三分二三・三〇メートルの地点
 - イの地点 A地点から四八度五〇分一〇七・六〇メートルの地点
 - ウの地点 A地点から六二度三分一四・〇〇メートルの地点
 - エの地点 A地点から六六度二分八二・八〇メートルの地点
 - オの地点 A地点から七四度四分八六・六〇メートルの地点
 - カの地点 A地点から一二四度四分三三・八〇メートルの地点
 - キの地点 A地点から六四度〇〇分一〇・七〇メートルの地点
 - クの地点 A地点から五九度〇〇分一八・六〇メートルの地点
- (三) 面積
- 四、三〇六・六三平方メートル
- 五 埋立地の用途
漁港施設用地

鳥取県告示第七百十六号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十二月二十二日 鳥取県指令受都計第三百三十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字出口

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市高野道一丁目一四〇

松中 香